

体罰防止に向けた柏木小学校の取組（共通理解事項）

八王子市立柏木小学校

【学校教育法 第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰とは

学校教育法 第11条で禁じられている行為で、教員が児童に肉体的苦痛（精神的苦痛）を与える制裁行為を行うことにより、教育上の目標を達成しようとする行為のこと。

体罰はなぜいけないか

- ①児童に屈辱感を与え、自尊心や人間としての尊厳を深く傷つける人権侵害行為である。
- ②児童の意欲や集中力を奪い、無力感や倦怠感を生む。自暴自棄にもなる。
- ③強い者に追従、弱い者に攻撃する雰囲気を作り、善悪の判断の鈍化やいじめの発生につながる。
- ④児童のもつ教員像に歪みを生じさせ、教員に対する不信感、批判的・反抗的な態度につながる。
- ⑤保護者、地域からの信頼を失う。
- ⑥学校の明るさや和やかさが失われ、活気がなくなる。

教員の意識改革と研修体制の充実

年間計画の中に校内研修を位置づけ、人権についての正しい認識や児童の望ましい指導のあり方について研修を積む。

- ①体罰防止研修
- ②管理職との面談を通じた、指導、助言
- ③毎月のセルフチェックシートの活用
- ④アンガー（怒り）マネジメント研修
- ⑤ストレスマネジメント研修
- ⑥人権教育研究協議会 等

学級・学年経営の充実

- ①児童を尊重し、受容的・共感的な姿勢で接する。
- ②一人一人のよさをとらえ、教育活動のあらゆる場面で、生かし伸ばす指導を工夫する。
- ③承認、賞賛、激励を大事にした指導を行う。
- ④集団生活の中で、しっかりとした規範意識をもたせる。

体罰によらない指導を目指して

どんなときも、子どもへの指導は「どうしたの？」の一言から

協力的な指導体制の確立

- ①教職員間の信頼関係を構築する。
- ②体罰を起こす土壌や容認する体質がないか日常的に点検し合う。
- ③全教職員が生活指導に関し、共通理解を図る。
- ④指導は一人・一部の教職員任せにしないよう、指導の体制づくりを図る。
- ⑤生活指導夕会や生活指導全体会などでの情報交換を密にする。

家庭・地域・関係機関との連携

- ①学校内だけでなく、体罰防止について保護者や地域への啓発も積極的にを行い、確かな連携を図る。
- ②定期的に情報交換の機会を設ける。
 - ・保護者会 ・学校運営協議会
 - ・地域の「しゃべってみよう」の会
- ③民生児童委員・子ども家庭支援センター・児童相談所等と、指導に関する情報の共有や指導方法の支援体制を作る。